

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第85号）

- 1 危険鳥獣捕獲等手当を新設することとした。（第2条、第9条～第9条の4関係）
- 2 刑事作業手当の支給範囲を拡大することとした。（第10条の2関係）
- 3 施行期日等
  - （1） この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年11月13日から適用することとした。（附則第1項関係）
  - （2） 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）